

令和7年度豊橋市市民協働推進補助金 応募要領

つつじ補助金・くすのき補助金

活用団体・企画の募集

この補助金は、市民協働による「公益的社會貢獻活動」を支援する補助金です。歩道橋の清掃活動、公園への植樹、地域を活性化させるイベントなどを行う団体の活動に使用されています。

活動をはじめるきっかけに

-市民活動スタート支援補助金-
つつじ補助金

上限5万円

- *事業費が5万円以下の場合 全額補助
- *事業費が5万円を超える場合 5万円

設立後5年未満の団体が行う事業を対象としています。ただし、ひとつの団体につき1回のみ補助を受けることができます。
過去に市民協働推進補助金を受けていない団体に限ります。

活動をひろげるきっかけに

-市民活動ネクスト支援補助金-
くすのき補助金

上限30万円

- *1回目 事業費に2/3をかけた額
- *2回目 事業費に1/2をかけた額
- *3回目 事業費に1/3をかけた額

設立後2年以上または設立後2年未満でも過去につつじ補助金の交付を受けた団体が行う事業を対象としています。
同一事業につき3回まで補助を受けることができます。

※ 事業費に補助対象外経費が含まれる場合は、その額を除いた額を事業費として補助金額を計算します。

※ 補助金額は千円未満切り捨てになります。

○募集・相談期間 令和6年12月10日(火)～令和7年2月21日(金)午後5時15分まで

※令和7年度に行う事業が対象になります。

※応募にはあらかじめ市民活動プラザ(豊橋市民センター内)にて企画書の事前チェックが必要です。

○予算上限額を含めた本制度実施の正式決定は、予算議決後になります。

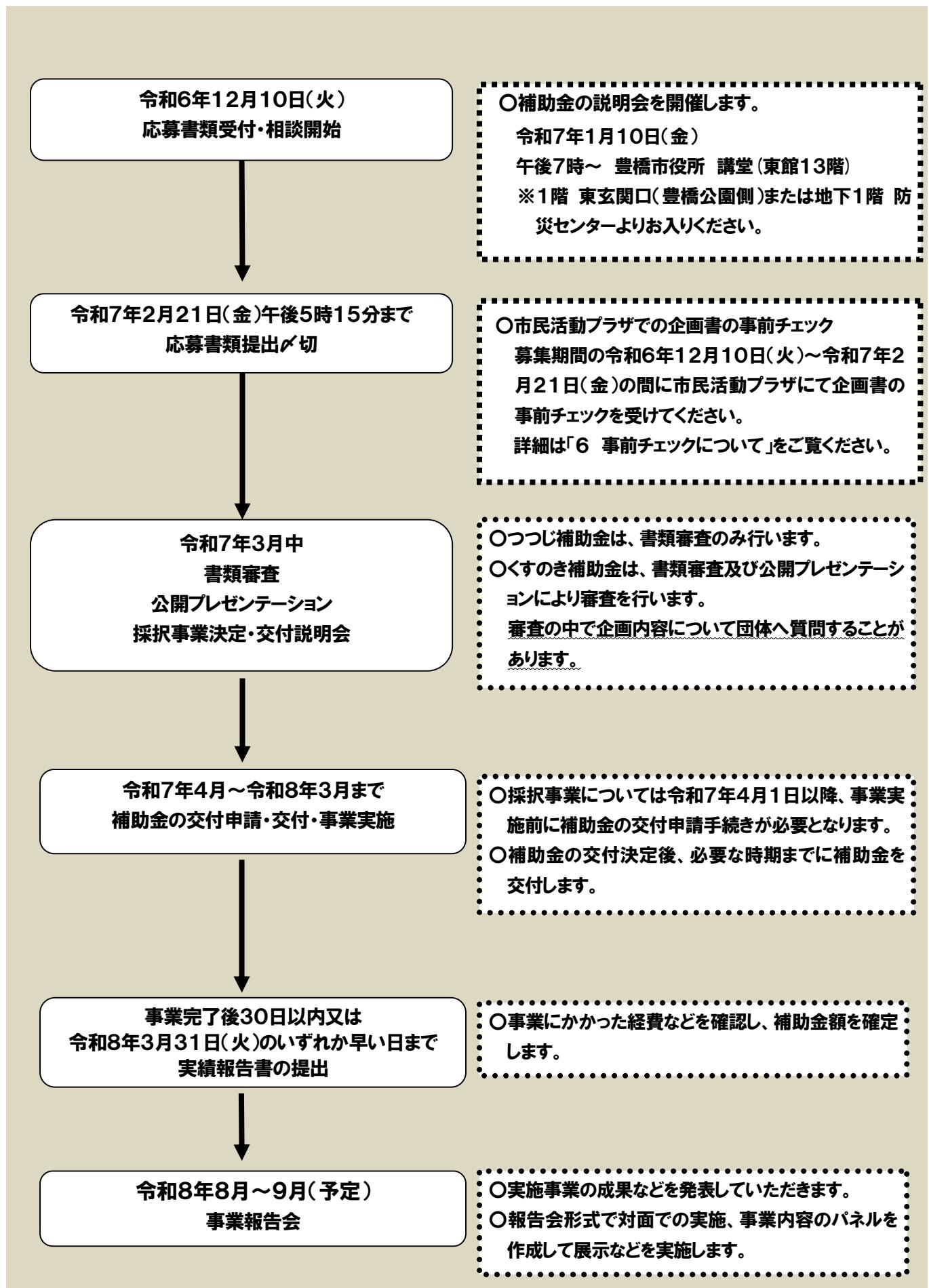
この補助金は、みなさまからのご寄附などにより支えられる市民協働推進基金（トヨッキー基金）を財源としています



©toyohashi city. toyocky



1 スケジュール



※スケジュールは今後変更になる可能性があります。

2 対象となる団体について

補助を受ける団体は次の要件を満たしている団体になります。要件を満たしていれば、法人化されていない市民活動団体なども対象となります。

- (1) 公益的・社会貢献活動団体であること。

公益的・社会貢献活動団体とは、次に掲げる団体をいう。

- ① 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ② 公益的・社会貢献活動をする法人その他の団体で、次のいずれにも該当する団体
 - ・利益配分を行わないこと。
 - ・民間団体であること。
 - ・5人以上の会員で運営されていること。
 - ・意思決定機関を持ち、組織の運営に関する規則（会則等）があること。
 - ・組織運営に関して自発的参加があること。
 - ・活動に継続性があること。
 - ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
 - ・暴力的な活動を行わないこと。

- (2) 主に豊橋市内で活動を行っていること。

- (3) 団体の構成員の2分の1以上が豊橋市に在住、在勤、在学していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）は対象団体にはなりません。
- (5) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が役員となっている団体は対象団体とはなりません。
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している団体は対象団体とはなりません。

3 対象となる事業

令和7年度中に行われる事業で、地域社会の課題を解決するために行われるもののが対象となります。具体的な事業の分野は次に掲げるものです。ただし、令和7年度に市から他の補助金（団体の運営・応募以外の事業に係るもの）を受けてない事業に限ります。国・県・民間の助成を併用することは可能です（対象事業・事業期間が同じである必要があります）。市補助金と他補助金と事業収入の計が事業費を上回らないことが条件です。

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 保健、医療又は福祉の増進を図る事業 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業 |
| ② 社会教育の推進を図る事業 | ⑬ 子どもの健全育成を図る事業 |
| ③ まちづくりの推進を図る事業 | ⑭ 情報化社会の発展を図る事業 |
| ④ 観光の振興を図る事業 | ⑮ 科学技術の振興を図る事業 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業 | ⑯ 経済活動の活性化を図る事業 |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業 |
| ⑦ 環境の保全を図る事業 | ⑱ 消費者の保護を図る事業 |
| ⑧ 災害救援事業 | ⑲ 公益的・社会貢献活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う事業 |
| ⑨ 地域安全事業 | ⑳ 上記①から⑯に掲げる活動に準ずるとして愛知県の条例で定める事業 |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業 | |
| ⑪ 國際協力を図る事業 | |

※ 事業を行う上で、法的な許可や土地・建物の所有者の承諾などが必要になる場合は、その許可等を得ることができるかどうか応募前に確認しておいてください。

4 補助対象経費・補助対象外経費

対象経費	○報償費（講師・専門家への謝礼等） ○旅費（講師・専門家への交通費・宿泊費等） ○需用費（消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、機材等の燃料費等） ○役務費（翻訳・原稿料、通信運搬費、保険料等） ○委託料（設計・測量・デザイン等の委託料） ○使用料及び賃借料（会場使用料、車両・機材・物品・器具等のレンタル・リース料等） ○工事請負費 ○原材料費（セメント・砂利・鋼材・木材等の資材） ○備品購入費（5万円以上で反復使用に耐えるもので、 <u>事業実施に必要不可欠なものに限る。</u> ） ○その他市長が必要と認める経費
対象外経費	×団体の運営に関する事務費等の経常的な経費 ×団体の事務所等を購入、整備、維持するための経費 ×団体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費（活動時に必要な水分補給に要する費用は除く。）、 交通費及び宿泊費 ×領収書等により団体が支払ったことが確認できない経費 ×事業に直接要した額を確認できない経費

5 提出書類

(1) 市民協働推進補助事業企画書（様式第1）

(2) 事業計画書（様式第2）

※くすのき補助金を応募された団体の事業計画書は市のホームページで公開しますのであらかじめご了承ください。

(3) 収支予算書（様式第3）

※(1)、(3)については、各A4版1枚程度で提出してください。

(4) 構成員名簿（様式第4）

(5) 定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの

(6) 事業実施の位置図及び工作物等のイメージ図（大きさ、デザインなどがわかるもの）

(7) 工事を業者に依頼する場合は、工事費用の見積書の写し

※(6)、(7)については、施設整備を伴う場合のみ提出してください。

(8) 豊橋市市民協働推進補助金申請チェックシート（←こちらも忘れずに提出してください）

(9) 参考資料（過去実施した事業のチラシなど）

※(9)については、提出は任意です。A4版1枚で提出してください。

◆様式は、市のホームページからダウンロードできます。

（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/61578.htm>） ホームページのQRコードです⇒

◆市民協働推進課、豊橋市民センターでも印刷した様式を配布しています。



6 事前チェックについて

- (1) 募集期間（令和6年12月10日（火）～令和7年2月21日（金））の間に企画内容について市民活動プラザ（豊橋市民センター内）にて事前チェックを受けてください。
- (2) 事前に電話にて予約をお願いします。
- (3) 提出書類一式を持参して下さい。
- (4) 松葉公園駐車場を利用された場合は1時間分を上限に駐車場割引サービスを実施します。

市民活動プラザ(豊橋市民センター内)
※カリオンビルは豊橋市民センターの愛称です。

〒440-0897 豊橋市松葉町二丁目63
開館時間：午前9時から午後9時
休館日：月曜日・年末年始（12/29～1/3）
TEL：0532-56-5160



7 審査方法等

別紙「豊橋市市民協働推進補助金 審査について」をご覧ください。

8 応募方法

郵送、または電子メールにて送付、もしくは持参により、市民協働推進課まで提出してください。
※土・日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

9 その他

- (1) 団体の個人情報につきましては、豊橋市市民協働推進補助金に関する事以外には使用しませんが、くすのき補助金を応募された団体、採択団体の名称及び連絡先（住所、電話番号、FAX、URL、メールアドレス）といった情報は、ホームページやパンフレット等で公開することがあります。あらかじめご了解いただいたうえでご応募ください。また、応募いただいた書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- (2) 補助金の交付を受けた団体は、本補助金の財源である「市民協働推進基金（トヨッキー基金）」の普及啓発活動にご協力いただきます。実施事業内のPR活動又は豊橋まつりでのPR活動など

**提出場所
問合せ先**

豊橋市役所 市民協働推進課（西館4階）

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2188 / FAX：0532-56-5128

E-mail : shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

